

## 犬山市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、特殊詐欺防止用電話機器を購入し、及び設置した者に対して交付する犬山市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 迷惑電話 一般消費者を対象とした違法又は不当な手段を用いる商取引及び特殊詐欺（対面することなく人を欺き、現金その他の財物をだまし取る行為をいう。以下同じ。）を目的とする電話をいう。

(2) 特殊詐欺防止用電話機器 次に掲げる機器をいう。

ア 固定電話機に接続する機器であって、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、又は自動的に着信を切断する機能を有する機器

イ 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する機器

ウ 自動応答録音装置等を備えた特殊詐欺への対策機能を有する電話機

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録された住所に現に居住している者

(2) 第6条第1項の申請の日の属する年度の末日において65歳以上の者又はその属する世帯の構成員

(3) 犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税の未納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の要件に該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有すること。

(2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその属する世帯の構成員のうちに、過去に補助金の交付を受けた者があること。

（補助対象経費）

**第4条** 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺防止用電話機器の購入及び設置に係る費用とする。

（補助金の額）

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5,000円を限度とする。

（交付申請）

**第6条** 申請者は、特殊詐欺防止用電話機器を購入した日から起算して1年以内に犬山市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の領収書

(2) 設置した特殊詐欺防止用電話機器の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し

(3) 設置した特殊詐欺防止用電話機器の保証書の写し

(4) 調査承諾書（様式第2）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申請者から前項第1号の書類の返還を求められたときは、当該書類に受付印を押印の上、その写しを市が保管することにより、返還することができる。

(交付決定)

**第7条** 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、犬山市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

**第8条** 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知の日から起算して20日以内に犬山市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金交付請求書（様式第4）に振込先の金融機関の名称、口座番号及び口座名義人がわかる書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(財産の処分制限)

**第9条** 補助金の交付を受けて購入し、及び設置した特殊詐欺防止用電話機器（以下「取得機器」という。）は、補助金の交付の日から3年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により承認を受けた交付決定者に対し、当該承認に係る取得機器の処分による収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(調査)

**第10条** 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者又はその関係者に対し、取得機器及びその設置状況に係る調査を行うことができる。

2 交付決定者又はその関係者は、前項の調査に協力しなければならない。

(危険負担)

**第11条** 取得機器の設置の際の作業者の瑕疵及び当該設置後に生じた迷惑電話による損害について、市はその責を負わない。

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の特殊詐欺防止用電話機器の購入及び設置について適用する。

**附 則 (令和3年3月30日要綱第46号)**

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

**附 則 (令和3年9月9日要綱第127号)**

- 1 この要綱は、令和3年9月9日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

**附 則 (令和4年3月2日要綱第13号)**

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

**附 則 (令和5年3月16日要綱第28号)**

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。